

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 7 月 28 日

福井市長 東村 新一 

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田治島集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 7 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

10 経営体数

法人	0 経営体
個人	9 経営体
認定農業者	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯闇を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・農地の維持管理が不適切になると農地の改革・鳥獣害出没により被害の増大。これにより人が被害を受ける可能性が考えられる。集落内での担い手・後継者の育成が急務である。
- ・担い手・後継者が安心して農業を営むには環境整備が重要である。
- ・担い手・後継者の所得を得る環境整備も重要課題である。